

平成25年9月から市営浄化槽事業を実施しています！

公共下水道事業と農業集落排水

事業区域以外を対象に、市が事業主体となって合併浄化槽の設置と維持管理を行う小城市市営浄化槽事業を9月から実施しています！

◆浄化槽の設置（新設）について

【概要】

- ・浄化槽の本体工事は市が実施します。
- ・分担金の納入が必要ですが、トイレの改造や排水設備工事、単独浄化槽の廃止等は個人負担となります。
- ・設置後は市で維持管理を行います。

【設置の手續き】

- ・設置申請書と同意書
- ・浄化槽設置者講習会受講済証の写し
- ・浄化槽を設置しようとする場所とその付近の見取図
- ・建築物の面積求積図または床面積が把握できる各階平面図

【設置の条件】

- ・浄化槽の設置に係る土地の無償使用について、土地所有者の同意があること。
- ・浄化槽設置後、1年以内に排水

設備工事を完了し、浄化槽の使用を開始すること。

- ・浄化槽設置者講習会を受講すること。

◆浄化槽の帰属（譲渡）について

【概要】

- ・既に設置されている合併浄化槽も市で維持管理を行っています。
- ・分担金は発生しません。

【帰属の手續き】

- ・帰属申請書と同意書
- ・過去1年間の保守点検記録票の写し
- ・法定検査結果書の写し
- ・浄化槽設置届出書の写し

【帰属の条件】

- ・浄化槽の使用人員が適正であること。
- ・保守点検が適正に行われていること。
- ・法定検査結果が良好であること。
- ・市が維持管理を開始する前に、浄化槽内の清掃と、ブロフワ消耗品の交換を行うこと。

※設置後（帰属後）は、維持管理費用として使用料をいただきます。

【問合せ】下水道課（東館2階）

担当 貞松・千綿

☎ 37・6122

小児肺炎球菌感染症の予防接種について

11月1日から、定期予防接種である小児肺炎球菌感染症の予防接種が次のとおり変わりました。

【変更点1】

ワフチンが新しくなりました。

従来の7種類の成分から、13種類の肺炎球菌の成分が含まれたワフチンになります。

※対象者や接種スケジュールはこれまでと同じですので、残りの回数を新しいワフチンで接種してください。

※従来のワフチン接種をすべて完了した方で、新しいワフチンでの接種を希望される方は、任意接種（費用自己負担）になります。医療機関にご相談ください。詳しくは厚生労働省ホームページ「小児肺炎球菌ワクチンの切替えに関するQ&A」をご覧ください。

【変更点2】

接種方法が一部変更になりました。※接種開始月齢で、その後の接種回数が変わります。

▼青文字が変更になったところです。

	生後2か月～7か月に至るまで	生後7か月～12か月に至るまで	生後12か月～24か月に至るまで	生後24か月～60か月に至るまで
初回接種	1回目	27日以上空ける (生後13か月までに接種)	×	×
	2回目	27日以上空ける	×	×
	3回目	27日以上空ける (1歳未満で接種)	×	×
追加接種	4回目	60日以上空ける (生後12か月以降に接種【生後15か月までの接種が望ましい】)	60日以上空ける (生後12か月以降)	60日以上空ける
接種回数	4回	3回	2回	1回

【問合せ】健康増進課（西館1階）

担当 古賀・橋間

☎ 37・6106

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が送付されます

年内に納付された国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象になります。

この社会保険料控除を受ける場合は、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられているため、年末調整や確定申告をされる際には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。

（国民年金保険料の領収書でも可）

平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、この証明書が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、平成26年の2月上旬に送付されます。

年末調整や確定申告が済むまでは大切に保管してください

【紛失などで控除証明書の再発行を希望される場合】

◆控除証明書専用ダイヤル

☎0570・070・117

（ナビダイヤル）

または

・佐賀年金事務所 国民年金課

☎31・4194

◆受付期間 11月1日（金）

平成26年3月14日（金）

◆受付時間

・月曜日 8時30分～19時

・火曜日～金曜日

8時30分～17時15分

・第2土曜日 9時30分～16時

※月曜日が祝日の場合は、火曜日の19時まで相談できます。

※祝日、12月29日～1月3日は、利用できません。

【問合せ】国保年金課（西館1階）

担当 野田・嘉村

☎37・6101

児童扶養手当の月額額が変更になります

平成25年度の児童扶養手当額は平成25年10月分（12月支給分）から変更になります。

区分	平成25年9月分まで		→	平成25年10月分から	
	全部支給	一部支給		全部支給	一部支給
児童1人のとき	41,430円	9,780円～ 41,420円		41,140円	9,710円～ 41,130円
児童2人のとき	5,000円加算				
児童3人目以降	児童が1人増すごとに3,000円加算				

※10月からの額改定で12月支給分は8、9月分と10、11月分で金額が異なります。

※第2子加算額（5,000円）、第3子以降加算額（3,000円）は変更ありません。

【問合せ】こども課（西館1階）

担当 川原・福地

☎37・6109

国民健康保険税納付証明書 発行のお知らせ

平成25年中に国民健康保険税を普通徴収（口座振替・納付書払い）で納付された世帯へ、確定申告などの社会保険料控除に使用する納付証明書を平成26年1月下旬に発送します。

年末調整などで発送前に必要な方には、申し出により事前に発行します。

◆申請に必要なもの

「世帯主」または「同一世帯の方」

・本人確認書類（運転免許証など）

「別世帯の方」

・委任状

・本人確認書類（運転免許証など）

◆発行場所

税務課または各出張所市民課窓口

（電話による郵送も対応します）

※手数料は無料です。

【問合せ】税務課（西館1階）

担当 永江・今村

☎37・6103

11月は児童虐待防止推進月間です

平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語 最優秀作品

「さしのべた その手が子どもの命綱」

虐待を発見したり、疑わしいと思ったら、身近な相談機関に連絡しましょう。

こんな行為や状況が「虐待」です。



◆身体的虐待

- ・なぐる、蹴る、投げ落とす
 - ・激しく揺さぶる
 - ・やけどを負わせる
 - ・溺れさせる
- など

◆性的虐待

- ・子どもへの性的行為
 - ・性的行為を見せる
 - ・ポルノグラフィの被写体にする
- など

◆心理的虐待

- ・言葉による脅し、無視
 - ・きょうだい間での差別的扱い
 - ・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう DV(ドメスティック・バイオレンス)
- など

◆ネグレクト(養育の放棄)

- ・家に閉じ込める
 - ・食事を与えない
 - ・ひどく不潔にする
- など



◆虐待とは？

保護者や、親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。

保護者が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体を傷つける行為であれば「虐待」です。

◆どうしたらいいの？

「おかしい」と感じたり、「虐待かな」と思う状況を見たら、迷わず相談機関に連絡してください。

もし虐待の事実がなかったとしても、連絡した人が責められることはありません。秘密も固く守られます。

◆相談した後どうなるの？

連絡を受けた後は、各関係機関と連携し、情報収集・援助・見守りなどを行います。

緊急度が高い場合は、児童相談所で立ち入り調査や一時保護などを行います。



- ・虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ・ご自身が出産や子育てに悩んだら
- ・子育てに悩む親がいたら

◎児童相談所全国共通ダイヤル
 (近くの児童相談所につながります)
 ☎0570・064・0000
 ※PHSや一部のIP電話からはつながりません

- 【相談・問合せ】
 ・子ども課(西館1階)
 担当 永淵・家庭相談員
 ☎37・6109
 ・佐賀県中央児童相談所
 (佐賀市天祐一丁目8-5)
 ☎26・1212

大切な歯と口の健康を守るために ～歯周病について知ろう～

■歯を失う原因の1位は「歯周病」

歯周病の直接の原因は、歯周病菌。歯と歯ぐきのすき間（歯周ポケット）で増殖したプラーク（歯垢）に含まれる歯周病菌が出す毒素によって、歯ぐきに炎症がおきます。放っておくと歯を支える組織にまで炎症が進み、歯の土台である骨を溶かし歯が抜け落ちてしまいます。

全身の健康には、口の中の健康が欠かせません。しかし、40歳以降の働き盛りの年齢から「歯周病」で、急速にたくさん歯を失っていく人の割合が増加します。

■毎日の歯みがきが健康への第一歩

歯周病の予防には、プラーク（歯垢）をしっかりと取り除くことが大切です。そのためには、正しい歯みがきの仕方をする必要があることです。

図1. 抜歯の主要原因（全体）

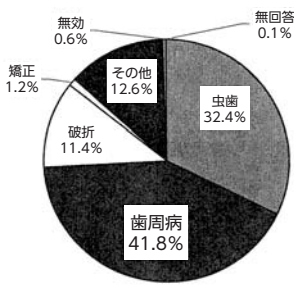
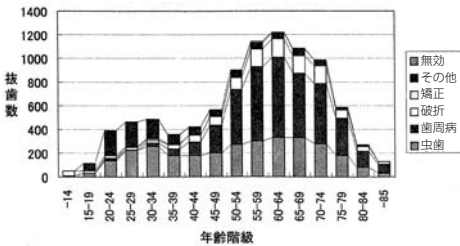


図2. 抜歯の主要原因別にみた抜歯数（年齢階級別、実数）



（引用）8020推進財団 永久歯の全国抜歯原因調査より



【問合せ】健康増進課（西館1階）
担当 北古賀・原田
☎ 37・6106

市では40歳と50歳の方（平成25年度末年齢）を対象に、市内指定歯科医院で歯周疾患検診を行っています。（対象者には通知をお送りしています。詳しくは通知をご覧ください）
ご自身の健康管理のため早めに受診しましょう。



- 正しい歯みがきのポイント
- ①歯ブラシの毛先を歯と歯ぐきの境目にあてる。
 - ②歯ブラシは力を入れず小刻みに動かす。
 - ③デンタルフロス、歯間ブラシで歯と歯の間をケアする。

■歯科医院での定期検診で予防と早期治療

歯周病などの歯と口のトラブルは初期には自覚症状がありません。毎日の歯みがきで取れなかった歯垢は、やがて硬い歯石となり

歯周病を悪化させます。悪化する前に発見し、早期に治療を始めるには歯科医院での定期検診が最も効果的です。

■ご存知ですか？「歯周病」が及ぼす全身の病気

歯周病が進行すると、歯周病菌が血液に乗って全身に運ばれ、命を脅かすような病気を引き起こすことがわかってきました。

①糖尿病・歯周病になると血糖値を下げる働きをするインスリンが効きにくくなり、糖尿病は歯ぐきに炎症を起こしやすくなるなど、悪影響を及ぼしあいます。

- ②心臓病：動脈硬化の悪化により狭心症や、心筋梗塞が起こったり、歯周病菌が心臓の内膜に付着することで細菌性心内膜炎を起こします。
- ③誤嚥性肺炎：歯周病菌が肺に入り、肺炎を引き起こします。
- ④流早産・低体重児出産：妊娠中はホルモンの変化などで歯ぐきの炎症が起こりやすく、歯周病菌が炎症物質を作り出し早期の子宮収縮を起こします。